

トルファン出土

唐永淳元年汜德達告身と令書式について

— 唐公式令研究 (一) —

中 村 裕 一

はじめに

唐告身（辞令書）は中央の大官顯官だけでなく、たとえ、それが辺境の一兵士に与えられたものであっても、唐令が散逸し逸文しか知ることのできない現在においては、唐朝の法制や官制等の諸制度を説明する上で、正史等の文献では知ることのできない素材を提供してくれる極めて貴重な史料である。

本稿で採り上げた汜德達告身は、現存する告身では最も古い永淳元年（六八二）の紀年を有し、我々が唐の諸制度を考える時、常に基準とするトルファン出土 唐永淳元年汜德達告身と令書式について

る開元七年（七一九）、開元二十五年（七三七）令を、どの時期まで適応させることができるかを検証する上で重要な史料である。また、本告身は高宗皇帝の末年、皇太子李哲の監国時に出されたものであり、従来よくわからなかった皇太子監国制を知る上でも重要である。

本告身は『文物』一九七二年第一期「トルファン県アスターナ・カラホージャ古墓群清理簡報」に紹介されたものである。呉震「唐開元三年西州營名簿初探」（『文物』一九七三年第十期）によれば、氾德達の墓誌銘は一九五八年に出土したと伝えるから、本告身もそのとき同時に出土したものであろう。簡報によれば、出土地点はカラホージャ古墓群の TAMI00 号墓であり、同時に氾德達が勳官・輕車都尉を授けられた延載元年（六九四）告身と象牙の笏板も出土したと伝える。

また、簡報によれば、永淳元年告身は二紙から成り、延載元年告身は三紙の縫合から成ると言う。そして、両告身ともに官印（「尚書司勳告身之印」）がなく、筆跡も同一人の手になり、永淳元年当時あるはずもない則天文字が使用されている点から、両告身は則天武后の治世に氾德達の随葬用に作られた抄本であると言う。従うべきである。なお、簡報に示された図版は小さく、細字を判読することができなかったが、『文化大革命期間出土文物・第一輯』（文物出版社・一九七二年・北京）に永淳元年告身の図版が示されたことによって判読可能となった。

簡報の伝える氾德達墓誌銘によれば、⁽¹⁾彼は久視元年（七〇〇）に五十八歳を以て卒したと伝えるから、貞觀十六年（六四二）、開設間もない西州高昌郡（⁽²⁾延載元年告身による）に生れたことになろう。そして、高昌郡に置かれた折衝府に前庭府に入営したのが、龍朔・麟徳の頃であり、勳官・飛騎尉（⁽³⁾比從六品）となったのが四十歳（永淳元年）、輕車都尉（⁽⁴⁾比從四品）となったのが五十二歳（延載元年）であった。以後、久視元年までに更に勳一転を加え、卒するときは上輕車都尉（⁽⁵⁾比正四品）であったと伝える。しかし、上輕車都尉の告身はなぜか出土していない。また、彼の娘は西州前庭府旅帥の曹氏に嫁したと伝える。⁽⁶⁾以上が現在判明する氾德達に関する経歴のすべてである。

なお、小笠原宣秀・西村元佑「唐代役制関係文書考」（『西域文化研究』三）所収第二章第一節「衛士関係文書」において、両氏によって長寿年間（六九二―六九四）頃の文書と比定されている中の一断片（大谷第三〇二三文書）に、「⁽⁷⁾德高才吉 氾德達 李園徳 翟盲隆」とあり、この文書の氾德達は本告身の氾德達と同一人物とみて間違いない。そうすれば、両氏の研究中、「衛士関係文書」は西州前庭府で処理した文書と断定できよう。

唐告身の研究はすでに諸先学によって輝かしい成果が収められている。そのことは、唐告身研究の最新研究である大庭脩教授の大著「唐告身の

古文書学的研究」(『西域文化研究』(三)所収)に詳しい。これら諸先学の研究成果に尊かれ、新出土した告身の紹介を兼ね本稿を發表する次第である。多々誤りを犯していると思われるが、若干なりとも諸先学の末尾に付すことができた望外の幸せとするものである。

一、吐德達告身原文

図版の告身を移録すれば次のようである。□は一字闕、○印は則天文字であったことを示す。

- (1) 破旬汨城陣加一振鎮城
- (2) 募人 西州 吐德
- (3) 右可飛
- (4) 太清府左果
- (5) 致伯參拾貳人趨
- (6) 於戎船候嚴音於
- (7) 尊儀方酬
- (8) 之役可依前件
- (9) 永淳元
- (10) 朝議大夫
- (11) 朝議郎
- (12) 舍人裏
- (13) 大夫守左庶子輕車都尉臣 敬尋
- (14) 大 中允臣 伯儀

トルファン出土 唐永淳元年吐德達告身と各書式について

トルファン出土 唐永淳元年汜德達告身と令書式について

- (15) □□大夫行司議郎臣 斑 等言
- (16) □□如右請奉
- (17) □付外施行謹啓
- (18) 永淳 □□
- (19) 令諾
- (20) □□
- (21) 左司 □□
- (22) □□尚書 闕
- (23) □□郎 闕
- (24) □□侍郎 從
- (25) □□大夫 □尚書右丞
- (26) □飛騎尉汜德 □□
- (27) □書如右符 □□
- (28) □□
- (29) □□事丞[?]攝司勳 思礼
- (30) □□
- (31) 永淳元 □□

二、考証と復元

第一節に示した永淳元年（六八二）汜德達告身は冊授・制授（|| 詔授）・勅授・奏授（|| 旨授）・判授とある唐朝告身式の中で、制授告身式

と符合することは明瞭であり、以下これに準拠して復元を試みる。

△制授告身式▽

門下。具官封姓名（庶不称姓者。依別制。册書亦准此。） 德行庸勲。云々。可某官（若有勲官封。及別兼帶者。云某官及勲官封。如故。其非彰責。漏不言勲封者。同銜授法。） 主者施行（若制授人數多者。並於

年月日

中書 令具官封臣姓名 宣

中書 侍郎具官封臣姓名 奉

中書 舍人具官封臣姓名 行

侍中具官封臣名

黃門侍郎具官封臣名

給事中具官封臣名 等言

制書如右。請奉

制付外施行。謹言。

年月日

制可

月 日 都事姓名 受

左司郎中付某司

左丞相具官封名

右丞相具官封名

吏部尚書具官封名

吏部侍郎具官封名

トルファン出土 唐永淳元年汜德達告身と令書式について

トルファン出土 唐永淳元年氾德達告身と令書式について

吏部侍郎具官封名

左丞具官封名其武官。則右水營。若左右丞
内一人無。仍見在者通署

告具官封名。奉被

制書如右。符到奉行。

主事姓名

吏部郎中具官姓名

令史姓名

書令史姓名

年月日下。

右制授告身式。其余司応授官爵者准此。

(1)行目上部の闕損部分については、トルファン出土開元四年・李慈芸告身の首部に、⁽⁸⁾

瀚海軍。破河西陣・白澗陣・土山陣・五里塚陣・東故祿陣等総六陣。准開元三年三月二十二日勅。並於馮洛城与賊戰鬪。先後殺功。六陣比類府城及輪台等。

功人敘勲。則令遞減。望各酬勲拾軫。

とあり、李慈芸の属した瀚海軍から始っているから、この場合も氾德達が所属した行軍名が記されていたのではないかと推測される。句汨城・鎮城の所在は不明。(1)行目下部の闕損は、その上部より類推して「加□軫……」と補われるであろう。氾德達は句汨城・鎮城等における戦闘に参加し、酬勲三軫の軍功をあげたのであるが、この戦闘は防禦戦(牢城苦戦)と攻撃戦(破城陣)に別けられる唐の戦闘形式のうち、攻撃戦に属する。そして、軍功に対する授勲規定については六典卷五・兵部・兵部員外郎の条に次のようにある。

若牢城苦原作若戰。第一等酬勲三軫。第二第三等。差減一軫。

凡破城陣。以少撃多為上陣。数略相当為中陣。以多撃少為下陣。軫倍以上。為多少常拋賊数。以十分率之。殺獲四分已上為上獲。二分已上為中獲。一分已上為下獲。

凡上陣上獲第一等。酬勲五軫。上陣中獲。中陣上獲第一等。酬勲四軫。上陣下獲・中陣中獲・下陣上獲第一等。酬勲三軫。其第二第三等。各遞降一軫。中陣下

獲・下陣中獲第一等。酬勲兩転。第二第三等并下陣下獲。各酬勲一転。其雖破城陣。殺獲不成分者。三等陣各酬勲一転。其跳盪降功不在限。

右の授勲規定の内、破城陣の場合を表にすれば次のようである。表中の零転となる場合、授勲されなかったかと言えば、前掲書に「其雖破城陣。殺獲不成分者。各酬勲一転」とあり、敗戦しない以上は授勲される規定であったから、勲零転は表中の勲一転と実質的には同じである。従

		1等	2等	3等
上陣	上獲	5	4	3
	中獲	4	3	2
	下獲	3	2	1
中陣	上獲	4	3	2
	中獲	3	2	1
	下獲	2	1	0
下陣	上獲	3	2	1
	中獲	2	1	0
	下獲	1	0	0

って、汜徳達の句汜城陣における戦闘は表中の零転もしくは一転相当のものであったと言える。

(2) 行目の闕損部分は次に示す延載元年の汜徳達告身から完全に補える。

- (1) 准垂拱二年十一月三日勅。金牙軍拔于安西疏關□□勒碎葉等四鎮。每鎮酬勲一転。
- (2) 破都歷嶺等。計共酬勲參転。摠柴転。
- (3) 西州 汜徳達 高昌県
- (4) 右可輕車都尉
- (5) (以下略)

(3) 行目は(2)行目から補うことができ、「右可飛騎尉」となる。飛騎尉は六典卷二・吏部・司勲郎中の条から明らかのように、開元七年(七一九)官品令では従六品相当の勲官である。

(4) 行目から(8)行目までは前掲した制授告身式の制詞に相当する部分であり、(4)行目の最初の二字は一般には「門下」とあるべきものである。

しかし、本告身は後でも述べるように、皇太子監国時のものであり、「門下」と補うべきでなく、「令」と補われるべきでないかと思う。理由は第四節で述べる。「太清府左果」の下は「毅都尉□□□□……」と復元できるであろう。太清府は折衝府の一であって、新唐書卷三十七・地理志・関内道京兆府の条に、

有府百三十一。曰。真化・匡道・水衡・仲山・新城・寶泉・善信・鳳神・安業・平香・太清。余皆逸。

とある京兆・太清府が本告身のそれに比定できよう。なお、新唐書卷七十一(下)・宰相世系表・竇氏・十七(a)には「太清府」とみえる。

トルファン出土 唐永淳元年汜徳達告身と令書式について

トルファン出土 唐永淳元年犯德達告身と令書式について

図版(5)行目の「貳」字は原告身から本告身を抄写する際に誤ったものである。「九百三十二人」の上には数詞を補わない方がよいであろう。それは、行軍編成に関する規定をみると、六典卷・兵部・兵部郎中の条に、

五千人置総管一人。以折衝充。一千人置子総管一人。以果毅充。五百人置押官一人。(以)別將及鎮戍官充。

とあって、行軍編成において折衝都尉は行軍総管として五千人を率い、果毅都尉は子総管として千人を率いるのが大体の基準である。⁽⁴⁾ 本告身では「太清府左果毅都尉」、「九百三十二人」とあり、行軍編成の原則にはほぼ一致し、数詞は補わない方がよいと解される。恐らくは「九百三十二人」の長が太清府果毅都尉某氏であり、この授勲は某氏の指揮によって挙げた軍功に対するものであると考えられる。

(8)行目下部の闕損は四字であり、前掲制授告身式から「主者施行」と補われるであろう。「可依前件」とは、制授告身式の原註に

若制授人数多者。並於制書之前。名歷名件授。

とあり、大庭脩教授が明確に述べられたように、二人以上を同一の理由で以て授官する場合の用語であって、この場合「前件」とは(1)行目の内容を指す。なお、大庭教授によれば、(1)行目の部分は兵部員外郎から尚書司勳司にあてた関文であろうとされる。

(9)行目の「永淳元年□月□日」は(8)行目までの文が起草された日付である。日付に関しては(20)行目において併せて述べる。

(10) (12)行目は制授告身式においては中書令・中書侍郎・中書舍人が連署し、各々の姓名の下に「宣・奉・行」の字が入る。しかし、本告身は旧唐書卷五・高宗紀・永淳元年四月の条に、

丙寅(三)。幸東都。皇太子京師留守。命劉仁軌・裴炎・薛元超等輔之。

とあり、旧唐書卷八十四劉仁軌伝に、

永隆元年。兼太子太傅。未幾以老乞骸骨。聽解尚書左僕射。以太子太傅依旧知政事。永淳元年。高宗幸東都。皇太子京師監國。遣仁軌与侍中裴炎・中書令薛元超。留輔太子。

とあるように、永淳元年四月丙寅以降の皇太子李哲(後の中宗)の監国時に出された告身であり、中書令以下の官ではなく、太子右春坊の右庶子(正四品上)・太子中舍人(正五品上)・太子舍人(正六品上)の三官の官封・姓名と「宣・奉・行」の連署があったであろう。このことは第四節において再論する。

(10) 行目は太子右庶子の官封・姓名が入るところである。文散官「朝議大夫」(正五品下)は職事官・太子右庶子より品階が低いから、その下には「守」字が入り「右庶子……臣・姓名 宣」と続いたであろう。唐代の官銜順序は散官―職事官―兼兼校官―勳官―爵の順である。また、文書の官銜記入において、職事官のみが記入される場合は、その官は闕員か不在であり、通判しなかったことを示し、散官より記入される場合は通判したことを示す。これは現存する告身の記入例から例外はない。(10) 行目は文散官・朝議大夫から記入されているから、太子右庶子は闕員や不在ではなく、実際に連署通判したのである。なお、当時右庶子(定員二名)の任にあった一人は李義琰である。⁽⁶⁾

(11) 行目は文散官「朝議郎」(正六品上)とある以上、闕員ではない。朝議郎の下は「守中舍人……臣・姓名 奉」とあったであろう。

(12) 行目の「舍人裏」の下は「行」字が補われるであろう。資治通鑑卷二〇二・永淳元年七月の条に「監察御史裏行」の官名があり、それに註して胡三省は次のように述べている。

裏行者。資序未至。未正除監察御史。令於監察御史班裏行也。

これによれば、裏行とは何かの官に就任する場合、その資格が充分でなく、正式な除任を受けずに、その職務を代行することを言う。従って、(12) 行目の舍人裏行とは当時太子舍人が闕員であり、代理の誰れかが本告身を通判したことを示す。(12) 行目は「舍人裏行……臣・姓名 行」とあったであろう。

(13) (15) 行目までは制授告身式においては門下省の侍中・門下侍郎(黃門侍郎)・給事中の連署がなされる所である。しかし、本告身は皇太子監国時のものであり、東宮府において中央の門下省に相当する太子左春坊の長官以下が連署している。このことは第四節で述べる。

(13) 行目の上部は二字闕であろう。「大夫」の下に「守」字があるから太子左庶子(正四品上)より下位の文散官であるべきで、可能性としては通議大夫以下の大夫である。

(13) 行目の下部の左庶子の名は敬尋と読めるが敬彝の誤りであり、原告身から抄写する際、生じた誤字であろう。裴敬彝に関しては旧唐書卷一八八・孝友伝・新唐書卷一九五・孝友伝に本伝があり、旧唐書には次のようにある。

拜著作郎兼修国史。儀鳳中。自中書舍人歴吏部侍郎・左庶子。則天臨朝。為酷吏所陷。配流嶺南。尋卒。

裴敬彝の吏部侍郎在任時期に關し『唐僕尚丞郎表』は永淳元年三月末まで、その任にあったことが確認できると言う。そうすれば、左庶子に転トルファン出土 唐永淳元年汜德達告身と令書式について

文 散 官 表	
正 2 品	特 進
従 2 品	光祿大夫
正 3 品	金紫光祿大夫
従 3 品	銀青光祿大夫
正 4 品上	正議大夫
正 4 品下	通議大夫
従 4 品上	太中大夫
従 4 品下	中 大 夫
正 5 品上	中散大夫
正 5 品下	朝議大夫
従 5 品上	朝請大夫
従 5 品下	朝散大夫
正 6 品上	朝 議 郎
正 6 品下	承 議 郎
従 6 品上	奉 議 郎
従 6 品下	通 直 郎
正 7 品上	朝 請 郎
正 7 品下	宣 德 郎
従 7 品上	朝 散 郎
従 7 品下	宣 議 郎
正 8 品上	給 事 郎
正 8 品下	徵 事 郎
従 8 品上	承 奉 郎
従 8 品下	承 務 郎
正 9 品上	儒 林 郎
正 9 品下	登 仕 郎
従 9 品上	文 林 郎
従 9 品下	將 仕 郎

じたのは当然それ以後のことであるから、本告身と完全に一致する。因ちに言えば、当時におけるもう一人の左庶子は薛元超であった。

(14) 行目の上部は多分二字闕であろう。「大」字の下の二字闕は「夫守」または「夫行」と補われるであろう。太子中允の「伯儀」は沈伯儀のことである。彼に関しては新唐書卷一九九・儒学(中)に本伝があり、「武后時。為太子右諭德」とあるから、永淳元年後も順調に昇進し、最高官は国子祭酒修文館学士であった。なお、彼の名は旧唐書卷二十一・礼儀志(一)垂拱元年の条に太子右諭德として見え、楊盈川集卷十「中書令汾陰公薛振行状」にもみえる。

(15) 行目の上部の闕損はその下に「大夫行司議郎」とあるから司議郎(正六品上)より上位の文散官であったはずで、これも多分二字の大夫であったであろう。「司議郎」の斑は姚斑のことであろう。彼は旧唐書卷八十九・新唐書卷一〇二に本伝があるが、両書とも太子司議郎任官について伝える所がない。

(16) 行目の闕字は「令書」(17) 行目は「令」字が補われるであろう。前掲制授告身式において、この部分に相当する部分は「制書」・「制」である。そして制書であるから「制可」と言うのである。本告身は皇太子監国時のものであり、六典卷一・尚書都省・左右司郎中・員外郎の職掌の条に、

凡上之所以逮下。其制有六。制・勅・冊・令・教・符。天子曰制。曰勅。曰冊。皇太子曰令。親王公主曰教。尚書省下於州。州下於縣。縣下於鄉。皆曰符。

とあるように、皇太子の發する公文書を令と言ひ、令であるから皇帝の「制可」に相当する語として(19) 行目に「令諾」とあるのである。(20) 行目

上部の一字闕も同様である。

⑱行目の月日は⑳行目において併せて述べる。

⑲行目の「令諾」は制書に用いられる「制可」に相当する語であり、奏抄式に用いられる皇帝の「聞」は皇太子においては「諾」である。このことは第四節に掲げる敦煌出土張君義告身を参照されたい。

⑳行目は全体に闕損しているが、制授告身式には「月 日都事姓名 受」とあるから尚書都省の都事(從七品上)が本告身を受理した月日と都事の姓名が署され、受理した意味で「受」とあったであろう。月日の上に年号が入ることは決してない。さて、問題は日付であるが、旧唐書卷五高宗紀(下)永淳二年七月の条に、

己丑(四)。令唐昌郡王重福為京留守。劉仁軌副之。召皇太子至東都。

とあり、永淳二年七月、唐昌郡王李重福が京師留守となり、皇太子は東都に召されたと伝える。皇太子が東都に召されたのであるから、ここにおいて、永淳元年四月よりの監国は一応終了したと考えられる。なお、唐昌郡王の京師留守は留守監国ではなく、単なる留守の意であろう。従って、⑳行目の日付は永淳元年四月より十二月までが入ることになる。㉑行目の最初の字は「ン」と判読できるから、六月・七・十月・十一月・十二月のいずれかであろう。

㉑行目の制授告身式の相当部分は「左司郎中付某司」とあり、尚書省の都事から左司郎中が本告身を受け、関係官司に渡すのである。本告身は勲官授与であるから吏部の司勲司に渡され、㉒行目は「左司郎中付司勲司」と復元されるであろう。しかし、現存する告身で「左司郎中付某司」とあるものはなく、はたして復元したようであったか疑問である。『郎官石柱題名考』によれば、永淳二年二月、崔承福が左司郎中より浙西刺史・越州都督に転出したと言うから、あるいは彼が永淳元年当時、左司郎中であつたかも知れない。

㉓行目は上部二字闕で、明らかに「吏部尚書・闕」と復元される。㉔行目上部三字闕も同様に「吏部侍郎・闕」と復元され、㉕行目の上部二字闕も同様である。「闕」とは闕員の意であり、「從」は本告身が出された時、皇帝は東都洛陽に行幸中であり、㉖行目の吏部侍郎は皇帝に駕從し、東都にあつたことを意味する。『唐僕尚丞郎表』によれば、この人物は魏玄同である。なお、大庭脩教授の指摘される所によれば、⁽⁷⁾同官二人が連署する場合の先後は品階の高低に拘りなく、就任の新旧にあると言われる、本告身の吏部侍郎は二人とも闕員・不在であり、通判して

トルファン出土 唐永淳元年汜德達告身と令書式について

トルファン出土 唐永淳元年汜德達告身と令書式について

いない。同一の条件で魏玄同の方が後に置かれていることは、闕員となっている吏部侍郎（裴敬彝が左庶子となったため闕員となった）より後任であったことになろう。

(25)行目の上部は闕損しているため、十分明らかではないが、かすかに「大夫」と判読でき、文散官が記入されていたと認められるから、尚書右丞は闕員でなく、通判したと考えられる。しかし、なぜか尚書右丞であった人物の名は本告身には見えない。また『唐僕尚丞郎表』によっても、永淳元年当時の尚書右丞は明らかにしえない。制授告身より明らかのように、本来、ここは尚書左丞が連署すべき所であるが、何かの都合で不在であるため、制授告身式の註記にあるように、右丞が代って連署したのであろう。

(26)行目の上部一字闕は制授告身式より「告」字が入り、下部三字闕は「達奉被」と補える。(27)行目は(16)・(17)行目から同様に上部は「令」と補われ、下部は制授告身式より「到奉行」と補える。

(28)行目も制授告身式より尚書司勳司の「主事」(品上從九)とその姓名が入る。(29)行目の上部闕字は下部が「事丞」と判読できるから、「詹」字が入り、「詹事丞」とあったのではないか。本告身は汜德達に勳官を授けるものであり、本来、ここは司勳郎中の通判すべき所であるが、不在であったため代って仮りに詹事丞が通判したのであろうか。□思礼なる人物に関しては不明。□思礼の下部と(30)行目の下部は司勳司の「令史」・「書令史」とその姓名が入る。

(31)行目は本告身が尚書吏部の符として汜德達に送付される日付で、最後は「下」字があったであろう。以上によって永淳元年の汜德達告身は次のように復元される。

- (1) □□破句汜城陣加一軫鎮城陣加□軫□□
(2) 募人 西州 汜德達 高昌界
(3) 右可飛騎尉
(4) 令 □□ 太清府左果毅都尉 □□
(5) □□ 玖伯參拾貳人趨 □□
(6) □□ 於戎輜候嚴音於 □□
(7) □□ 軫儀方酬 □□

トルファン出土 唐永淳元年汜德達告身と令書式について

(8) □之役可依前件主者施行

(9) 永淳元年□月□日

(10) 朝議大夫守右庶子□□□□□□宣

(11) 朝議郎守中舍人□□□□□□奉

(12) 舍人裏行□□□□□□行

(13) □□大夫守左庶子上輕車都尉臣 敬彝

(14) □□大夫中允臣 伯儀

(15) □□大夫行司議郎臣 斑 等言

(16) 令書如右請奉

(17) 令付外施行謹啓

(18) 永淳元年□月□日

(19) 令諾

(20) 月□日□時 都事□□□□受

(21) 左司郎中

(22) 吏部尚書 闕

(23) 吏部侍郎 闕

(24) 吏部侍郎 從

(25) □□大夫□尚書右丞

(26) 告飛騎尉汜德達奉被

(27) 令書如右符到奉行

(28) 主事□□□□

(29) 詹事丞撰司勳 恩礼 令史□□□□

(30) 書令史□□□□

(31) 永淳元年□月□日下

三、汜德達告身の問題点

前節に復元した汜德達告身は制授告身式に相当する書式を以て勲官・飛騎尉を授けられたものであるが、制授告身式と汜德達告身の書式を比較するとき、一致しない点を見出す。

その第一点は①行目と②行目の間にある。制授告身式で、ここに相当する部分は次のようである。

月	日	都事姓名	受
左司郎中付某司			
左丞相	具官	封	名
右丞相	具官	封	名
吏部	尚書	具官	封 名
吏部	侍郎	具官	封 名
吏部	侍郎	具官	封 名
尚書	左丞	具官	封 名

つまり、門下省の審議が終り、尚書省に送付された制書は尚書都省の都事が受け、尚書六部の左行（吏部・戸部・礼部）を司どる左司郎中が制書を関係各司へ付す。これに対して、尚書省の左右丞相（左右僕射）が連署し、続いて関係各司が連署する規定であり、制授告身式の場合は文官の告身であるから吏部尚書以下が連署しているのである。この左右丞相の連署から始まる規定は現存する制授告身において例外はない。

しかしながら、汜德達告身においては左右丞相の連署を経ないで吏部尚書の連署から始まっている。凶版から明らかなように、本告身は全体的に天地が大きく闕損しているのが特徴であり、この部分も同様であって、吏部尚書の右側は不明である。ところで、吏部尚書の左側にある吏部侍郎二名と尚書右丞との行間の取り方から考えて、吏部尚書の右側に左右丞相二名の官封とその署名があったと仮定すると、その官封と署名の位置は左司郎中の位置より右側にあったことにな

る。これは文書が処理されていく過程から考え、左司郎中の位置は必ず左右丞相の右側にあらねばならないのであって、書式上きわめて不自然である。

また、左右丞相がその任にあり、皇帝に従って東都に在るのではなく、長安に居たとするならば、左右丞相の連署する位置には、その有する全ての官銜が記されたはずである。闕損となっている吏部尚書でさえ、その上部は闕損しているが、下部は残っているのであるから、左右丞相の官封と署名の下部は残存していなければならないであろう。しかし、本告身にはそれも見出しえないのである。

それゆえ、本告身は制授告身式に相当するにもかかわらず左右丞相の連署はなかったと考えられる。しかし、本告身が出された永淳元年頃の制授告身式において左右丞相が連署する規定はなかったとすべきではない。なぜならば、本告身と同様、左司郎中から左右丞相の連署を経ないで吏部尚書の署名から始まるものに勅授告身式⁽⁶⁾、奏授告身式が存するからである。

従って、本告身に左右丞相の連署がないと言う点に關し、次のような解釈が可能ではなからうか。すなわち、本告身は制授告身式に相当する書式を有しているが、皇太子の発する公文書を以て、勲官・飛騎尉を授けたものであり、こう言う場合、左右丞相の連署は省略される規定であった。しかし、これはあくまで推測であり、多くの実例の出現を待たねばならないであろう。

本告身におけるもう一つの問題点は、勲官・飛騎尉^(比從六品)を授ける際の書式である。開元七年(七一九)令においては、五品以上の授官には制授告身式が用いられ、六品以下の場合には奏授^(旨)告身式が用いられる規定であった。従って、開元七年令を基準にすれば氾德達は飛騎尉を奏授告身式で授けられなければならないはずである。しかし、氾德達は制授告身式相当の書式を以て授勲しているのである。

ところで、現在知りえる官品は開元七年度のものであり、永淳元年当時の官品は、それと異っており、飛騎尉は五品官相当であったと仮定するなら問題はない。しかし、勲官の品階については、六典卷二・吏部・司勲郎中・員外郎中の職掌の条に、

隋高祖受命。又採後周之制。置上柱国。為從一品。柱国為正二品。上大将军從二品。大将军正三品。上開府儀同三司從三品。開府儀同三司正四品。上儀同三司從四品。儀同三司正五品。大都督正六品。帥都督從六品。都督正七品。總十一等。以酬勲勞。

とあり、唐会要卷八十一勲には、

咸亨五年二月。以国初勲官名号。与今日不同。乃下詔申明。各以類相比。武德初光禄大夫比今日上柱国。左光禄大夫比柱国。右光禄大夫及上将军比上護軍。金紫光禄大夫及将军比護軍。銀青光禄大夫及上開府比上輕車都尉。正議大夫及開府比輕車都尉。通議大夫及上儀同三司比上騎都尉。朝請大夫及儀同比騎都尉。上大都督比驍騎尉。大都督比飛騎尉。帥都督比雲騎尉。都督比武騎尉。

とあり、咸亨五年(六七四)、隋の散実官制を継承した唐初の勲官は、新たに制定された勲官制に比定され直されることが申明されている。前掲二史料を整理し、両者の関係を示せば次のようになる。これによって、飛騎尉は隋の大都督に相当し、大都督の品階が正六品であり、開元七年の飛騎尉の品階も從六品相当であるから、隋の開皇年間から開元七年の間に品階の移動があったとは認めがたい。

トルファン出土 唐永淳元年氾德達告身と令書式について

唐初の勲官	咸亨五年以後の勲官	品階
光祿大夫	上柱国	正2品
左光祿大夫	柱国	従2品
右光祿大夫 上大将軍 (従2品)	上護軍	正3品
金紫光祿大夫 大将軍 (正3品)	護軍	従3品
銀青光祿大夫 上開府儀同三司 (従3品)	上輕車都尉	正4品
正議大夫 開府儀同三司 (正4品)	輕車都尉	従4品
通議大夫 上儀同三司 (従4品)	上騎都尉	正5品
朝請大夫 儀同三司 (正5品)	騎都尉	従5品
上都督 (従5品)	驍騎尉	正6品
大都督 (正6品)	飛騎尉	従6品
帥都督 (従6品)	雲騎尉	正7品
都督 (正7品)	武騎尉	従7品

五品と六品とはただ一階だけの違いであるが、唐代の官制においては重大な相違であった。それは任命形式が異なる点からも明白である。従来、五品官相当であった勲官が、開元七年令において従六品相当に降等されたとすると、品階に附随する諸特典、中でも(1)五品官相当以上の勲官は番上四年、六品官相当以下の勲官は番上五年で選に与かり、散官を得る勲官番上と昇進規定の問題、(2)五品官相当以上の勲官は州県の下級吏員に優先的に就けると言う問題、(3)五品官相当以上の子は品子となり、六品官相当以下の子は白丁となり、税制上の相違が生じる問題等々において行政上の混乱が生じることが予想され、低品階から高品階への変更はあり得ても、その逆は容易にあり得ないと考えられる。従って、飛騎尉の品階を操作して、書式上の問題を解決することは慎重であらねばならない。

また、皇太子監国下における告身は、制授・勅授・奏授のように官品の相違に応じた書式の変化がなかったかと言うと、決してそうではない。その明証は大庭脩教授が研究された敦煌発見「張君義告身」(第四節に示す)にみられる。¹⁰⁾ この告身は景雲二年(七一) 皇太子李隆基

(後の玄宗)の監国時のもので、沙州敦煌県の白丁・張君義を正六品相当の驍騎尉に奏授告身式に相当する書式を以て、授けたものである。これによって六品以下の官は奏授告身式によって授けると言う規定が、監国時といえども適用され、官品に応じて告身式が異っていたことを示しているのである。

このように考えれば、本告身の氾徳達は従六品相当の飛騎尉を奏授告身式でなく、五品以上の官吏任命に用いられる制授告身式相当で授勳したか説明に窮するが、私見によれば、この授勳は特例に属するのではないかと思われる。

本告身によれば、氾徳達は募人^二兵募として唐朝の軍事作戦に参加し、句汨城・鎮城等において軍功を挙げている。これは日常、彼が属していたであろう西州前庭府の衛士として、その境界に侵入した敵を撃退したと言うような小規模な戦闘ではなかった。そのことは、西州を遠く離れた京兆府の軍府の一である太清府左果毅都尉某氏と募人・氾徳達とが密接な関連を有していたことによって明らかである。従って、氾徳達は永淳元年の前半期または前年の開耀元年(六八一)頃の全国的規模を有する唐朝の軍事作戦に参加していたであろうと推測される。

旧唐書卷五・高宗紀(下)によって、この頃の唐朝の軍事作戦を検すれば、開耀元年正月の条に、

癸巳(三十)。遣礼部尚書裴行儉為定襄道大総管。率師討突厥温伝部落。

とあり、東突厥阿史那伏念・阿史徳温伝を討伐するため裴行儉を大総管とする定襄道行軍が組織されている。そして、八月には東突厥を平定して振旅凱旋し、十月の条に、

乙丑(三十)。改永隆二年為開耀元年。曲赦定襄軍及縁征突厥官吏兵募等。(十月に乙丑なし。恐らくは九月の誤りであろう。)

とあり、定襄道行軍に参加した官吏と兵募(募人)らは平定の功によって曲赦されている。大赦・曲赦は本来、罪の軽減を意味するが、それに附随してある種の恩典が定襄軍に出され、氾徳達もこの行軍に募人として従軍し、恩典を与えられたことによって、本来なら奏授告身式であるべき飛騎尉を特に制授告身式に相当する書式で授勳したのかも知れない。

また、前掲同書・永淳元年四月の条には

辛未(八)。以裴行儉為金牙道行軍大総管。与將軍閻懷旦等三総管兵分道。討十姓突厥阿史那車薄。行儉未行而卒。安西副都護王方翼破車薄・咽麴。西域平。

とあり、永淳元年四月には西突厥阿史那車薄を討伐するため、裴行儉を大総管とする金牙道行軍が編成された。が、裴行儉が死亡したため、実

トルファン出土 唐永淳元年氾徳達告身と令書式について

際には安西副都護の王方翼が平定の任にあたったようである。旧唐書卷一八五(上)良吏・王方翼伝によれば、金牙道行軍は弓月城・碎葉鎮・熱海方面で阿史那車薄と戦闘を行い、唐軍は苦戦の末、これに勝利したと伝える。この金牙道行軍の進発にあたって、西州が重要な前進基地になったことは想像に難くないであろう。金祖同撰『流沙遺珍(一)』所収の次の牒草稿は、汜德達の募人応募を含めて、この時に関係あるものかも知れない。いま、菊地英夫氏が移録されたものを次に示す。ともあれ、王方翼は西突厥平定の功によって夏州都督に転じ、旧唐書卷一八五(上)

良吏。王方翼伝に、

永淳二年。詔徵方翼。將議西域之事於奉天宮。謁見賜食与語。方翼衣有戰時血漬之處。高宗問其故。方翼具對熱海苦戰之狀。高宗使祖視其瘡。歎曰吾親也。賞賜甚厚。

- (1) 奉判西州管内差兵一千二百人。准
- (2) 勅。唯取白丁雜類。不言当州三衛。今奉金
- (3) 牙軍牒。其三衛一色。在 勅雖復無文。
- (4) 軍中異常要籍。若其不差。定闕機
- (5) 事。今若依牒差去。便是乖於 勅文。
- (6) 必其固執不差。闕機罪当極法。二塗
- (7) 得失。若為折哀。 (抹消)
- (8) 鄉子鴻筆決此狐疑
- (9) (中絶)

とあるように、永淳二年正月、高宗は特に王方翼を奉天宮に徴して、異例の戦勝報告を行わしている。史料に明文はないけれど、この金牙道行軍の苦戦の末の戦勝に対して、前年の定襄道行軍の曲赦に准ずる措置が適応され、金牙道行軍に募人として従軍した汜德達も、奏授告身式で授勲されるべき飛騎尉を特に制授告身式に相当する書式で授勲されたのではないだろうか。

西州高昌県に本貫を有する汜德達は地理的關係から金牙道行軍に従軍したと考える方が無理がないが、いずれにしても、従軍の結果、「曲赦」に附随する恩典が出されたため、制授告身式相当の書式で授勲したと考えられる。

四、令書式の復元

第二節において、本告身は皇太子監国時のものであり、(10)~(12)行目までは制授告身式にあるように中書令以下の官封と姓名が連署されるのではなく、太子右春坊の右庶子以下が連署すると述べたが、いま、その理由を明らかにしよう。

(10)行目は制授告身式によれば、中書令の署名部分に相当する。そして、本告身では文散官が「朝議大夫」と判読できる以上(10)行目に連署する官は不在や闕員ではなく、実際に連署したことを示す。新唐書卷六十一・宰相表(上)によって、永淳元年当時の中書令(定員二名)を検すれば、薛元超と崔知温であったことが判明する。旧唐書卷七十三薛收伝に附された薛元超の本伝には、

永隆二年(永淳元年)。拜中書令兼太子左庶子。高宗幸東都。太子於京師監國。因留元超以侍太子。帝臨行謂元超曰。朕之留卿。如去一臂。但吾子未閑庶務。關西之事。悉以委卿。所寄既深。不得默爾。

とあり、永淳元年四月の皇太子監國にあたって、薛元超は皇太子の補佐として長安に留っていた。また、旧唐書卷五・高宗紀・永淳元年四月の条に、

乙酉(二十)。至東都。丁亥(二十)。黃門侍郎郭待舉・兵部侍郎峇長倩・中書侍郎郭正一・吏部侍郎魏玄同。並中書門下同承受進止平章事。上謂參知政事崔知温曰。待舉等歷任尚淺。且令預聞政事。未可即與卿等同名稱。自是外司四品已下。知政事者。遂以平章為名。

とあるように、もう一人の中書令である崔知温は当時、高宗に従い東都にあったから、(10)行目に中書令が連署したとするなら、それは薛元超であらねばならないであろう。

ところで、薛元超の官歴において文散官・朝議大夫は金石萃編卷五十所収、永徽五年(六五四)五月建立の「万年宮銘并序」の碑陰題名に、

朝議大夫守中書舍人汾陰縣開國男諱文館學士兼修國史臣薛元超

とあり、すでに永徽五年(六五四)には朝議大夫に至っており、永淳元年(六八二)に至るまで三十年近く一度も文散官が昇進せず、職事官のみ昇進して中書令に至ると言うのは不自然である。因みに言えば、弘道元年(六八三)薛元超が致任した時の文散官は金紫光祿大夫であった。従って(10)行目に連署したのは薛元超でなかった有力な左証となり、(10)行目が薛元超でないことは(11)・(12)行目も中書侍郎・中書舍人が連署しなかったことになる。

六典卷二十六「太子三師三少・詹事府・左右春坊内官」によって、太子左右春坊と門下・中書省の關係を示せば次のようである。

トルファン出土 唐永淳元年犯德達告身と令書式について

トルファン出土 唐永淳元年汨德達告身と令書式について

		各相当官		
門下省	侍中	左庶子	太子左春坊	太子左春坊
	門下侍郎	中允		
	給事中	司議郎		
	左散騎常侍	左論德		
中書省	左諫議大夫	左贊善大夫		太子右春坊
	中書令	右庶子		
	中書侍郎	中舍人		
	中書舍人	舍人		
	右散騎常侍	右論德		
	右諫議大夫	右贊善大夫		
史料欠落のためか太子舍人は中書舍人に相当すると言う明文なし				

これから、太子左右春坊は各々中央の門下省・中書省に擬定された官司であることは明らかであろう。このことを念頭において、本告身の(15)行目をみれば、本来、制授告身式では門下省の侍中以下の官であるべき所が、皇太子監国によって、門下省に相当する太子左春坊の左庶子以下の官が連署している。そうすれば、前述したように中書令以下の官が連署する可能性のない(10)と(12)行目には、中書省の中書令・中書侍郎・中書舍人に相当する太子右春坊の右庶子・中舍人・舍人の官封・姓名が連署されていなければならないことになる。この推測は次に示す奏授告身式と景雲二年(七一)皇太子李隆基(後の玄宗)の監国下に出された奏授告身式相当の張君義告身と対比することによって正しいものになろう。なお、張君義告身は大庭脩教授の復元されたものに従う。

△奏授告身式▽

尚書吏部余司授官奏者各職司名謹奏某官名等擬官事具官姓名某州某縣本品若干人

右一人云云謂若為人舉者注舉人具官封姓及所舉之状若選者皆略注其由歴及身才行即因解更得叙者亦略述解由及擢用之状今擬某官某品替某甲考滿若因他故解免元闕者亦随状言之

左丞相具官封臣名

右丞相具官封臣名

吏部尚書具官封臣名

吏部侍郎具官封臣名

吏部侍郎具官封臣名等言謹件同甲人具姓名等若干人擬官如右謹以申聞謹奏

年月日 吏部郎中具官封臣姓名上

給事中具官封臣姓名 讀

黃門侍郎具官封臣姓名 省

侍中具官封臣姓名 審

聞御面

月 日都事姓名受

左司郎中付吏部

吏部尚書具官封名

吏部侍郎具官封名

吏部侍郎具官封名

左丞具官封名

告具官姓名計奏被

旨如右符到奉行

吏部郎中具官姓名

主事姓名
令史姓名
書令史姓名

年月日下

トルファン出土 唐永淳元年汜德達告身と令書式について

トルファン出土 唐永淳元年汜德達告身と令書式について

△景雲二年張君義告身▽

尚書司勳

安西鎮守軍鎮起神龍元年十月至二年十月迄周年至景龍元年十月式
周年至二年十月參周年至三年十月肆周年□□□年五月廿七日勅

碯西諸軍兵募在鎮多年宜令□□□
勅年別酬賑一經□□
月廿八日 勅年別酬賑一經□□
酬賑又准久視元年六

慊白丁沙州張君義墩燧巢

右驍騎尉

尚書左僕射闕

尚書右僕射闕

史部尚書闕

正議大夫檢校史部侍郎修文館學士上柱國又

朝散大夫試文部侍郎柱國從憲等啓謹件□□珪等十五十捌人洛

州邵山客等老十捌人貝州劉□□靈州齊思暢

等式人同州鉗耳思簡等陸人沙州張君義等肆人關

州白暉等肆人秦州廉翰右□□高思晦等式十

伍人合州安神慶老入瀛州裴□□州康醜胡老入岐

州陳守璋等老十玖汝州趙□□州康懷靜等伍人

西州張琰等捌人涇州樊守忠等□□州薛仁智等式人

絳州谷元德等式人慶州高文□□疆州閻惠隱老入涼

州揚龍君等老十玖人夏州郭□□式人魏州郭元振等

肆人青州常彥賓老入潤州□□人華州趙思礼等

肆人肅州左長会等式人滑州□□等式人慎州李

噶塞等玖人汴州石余惠^天州^馬固等陸人波

斯沙鉢那等式人沢州秦^州儀法進^人鄯

州司從法藏等式人汾州孫^州曹思貞等式

入昌州劉刈矣等式人蘭州^州高元琛^人潞

州鮑有像等式人洪州曹^州師嫡^人會

州康南山^州寧州^州思^州絢^州等^州英^州人^州夷^州賓^州

州莫失^州人^州銀州^州白金本等式人^州布^州人^州玄州^州屈去

住^州人^州燕州^州于^州同進^州人^州冀^州州^州張^州元福^州人

龜茲白野那^州人^州婺州^州留^州子^州平^州常^州州^州史^州薄^州地^州人^州慈

州吉思訓^州人^州鄭州^州趙^州軋^州弊^州至^州人^州鄭州^州韓^州伏

養^州人^州依州^州曹^州飯^州隨^州人^州魯州^州康^州人^州綏^州式^州伯^州陸^州十^州參

人加勲如右謹錄啓聞謹啓

景雲二年二月九日通議大夫行司勳員外郎上柱國薛兼金上

中大夫行司議郎 薛南金疏

朝散大夫守中允 薛昭省

正議大夫檢校左庶子兼國史上柱國居巢國子劉子玄審

諾

二月 都事純

左司郎中直

文部 尚書 副

正議大夫檢校吏部郎修文館學士上柱國

朝散大夫識吏部侍郎柱國

尚書 左 丞

トルファン出土 唐永淳元年汜德達告身と令書式について

トルファン出土 唐永淳元年汜德達告身と令書式について

告驍騎尉張君義計
啓被

旨如右符到奉行

元 □璿

書令史

左領軍衛府史童曾劉超

景雲二年二月廿一日下

すなわち、奏授告身式において門下省の給事中・黃門侍郎・侍中の連署する所は、皇太子監国時においては門下省に相当する東宮府・左春坊の左庶子以下が代って連署している。それゆえ、本告身の(10)～(12)行目は本来の制授告身式にあっては中書省の中書令以下が連署する所であるが、本告身は皇太子監国時に出されたものであり、左春坊の場合と同様に、中書省に相当する東宮府・右春坊の右庶子以下が連署していたと断じてよいであろう。

ところで、本告身(10)～(12)行目に太子右春坊の右庶子以下が連署したことを冗長なまでに紙面を費し述べてきたのは、本告身の(19)行目までは監国によって皇太子が決裁した公文書であるからである。皇太子の発する公文書は第二節の(10)行目の考証で述べたように「令」である。「令」は六典卷二十六・太子右春坊・太子舍人の職掌の条に、

太子舍人。掌侍從・行令書・令旨及表啓之事

とあるように、令書と令旨の二種の書式があった。令旨式に関しては明らかではないが、令書式に関しては、六典卷二十六・太子右春坊・右庶子の職掌の条に、

凡皇太子監国。於宮内下令書。太子親画日。至右春坊。則右庶子宣傳之。中舍人奉之。舍人行之。

とあり、監国時に令書が発せられるとき、令書の主文の後に皇太子自から日付を入れ、右春坊に至れば右庶子以下が連署し、右庶子宣し、中舍人奉じ、舍人行うと言う意味で「宣・奉・行」の字を記す。なお、六典の記載によれば皇太子監国時の令書のみ、右庶子以下が連署して「宣・

奉・行」の字を記すように解されるが、右庶子以下の連署と「宣・奉・行」は監国時の令書のみに限らず、通常の令書においても同様に行われた。このことは、通典卷三十職官典十二・東宮官・太子庶子の原註に、

貞觀中。詔曰。皇太子与百官書疏。未有制式。近代以来例皆名目。無以別貴賤。今凡処分論事之事。皇太子並宜称令。右庶子以下。署名宣奉行書。其余与諸親及師傅等書。不在此限。

とあることによって明らかである。¹¹⁵⁾

次に令書は、左春坊に送付され審査される。六典卷二十六・太子左春坊・左庶子の職掌の条に、

凡令書下於左春坊。則与中允司議郎等覆。啓以画諾。及覆下。以皇太子所画者留爲按。更与令書。印署注令諾。送廢事府。若皇太子監国。事在尚書者。如令書之法。

とあり、令書が左春坊に下れば、左庶子は中允・司議郎と覆し、異議なければ連署して施行を請う。その場合、皇太子は「令諾」と御画を以て処断するが、それは留めて案となし、別に一通を写して印署して「令諾」を注して詹事府に送付し、施行する。そして、監国時に発する令書の内容が国政に関する場合も通常の令書と同様であると言う。この令書の宣下順序は制書の場合とまったく同様である。¹¹⁶⁾ 本告身が制授告身式を基準に復元しえたのも、この理由に基づくのであって、本告身(19)行目までは令書であると断定される。

本告身の(19)行目までが令書であれば、(4)行目の令詞の頭字は何であったか問題となる。令書式が制書式と同一の書式であるなら、制書の場合、門下に勅すと言う意から、頭字が「門下」とかかれたように、令書の場合も門下省に相当する左春坊に令すと言う意から「左春」となっていたのではないかと考えられる。しかし、『文館詞林』卷六九五所載「令(下)」には南北朝期の令詞が採録されており、その頭字はすべて「令」である。よって、唐代の令詞の頭字も「令」と書かれたのではないかと想像される。

以上によって、唐代の皇太子令書式を六典に言う開元年間の官名で復元すれば次のようになる。なお、仁井田陞博士は、唐代皇太子令書式は永徽令において成立したとされる。¹¹⁷⁾

令。云々。主者施行。

年月日

トルファン出土 唐永淳元年汜德達告身と令書式について

トルファン出土 唐永淳元年汜德達告身と令書式について

右庶子具官封臣姓名 宣

中舍人具官封臣姓名 奉

舍人具官封臣姓名 行

左庶子具官封臣 名

中允具官封臣 名

司議郎具官封臣 名 等言

令書如右。請奉

令付外旋行。謹啓

年月日

令諾

お わ り に

幸にして永淳元年の皇太子監国時に出された汜德達告身から、今は散逸して伝わらない公式令・令書式を復元し得た。復元の際、開元年間の制であるとされている制授告身式を、その基本としたのであるが、その書式は汜德達告身とほぼ一致し、開元年間の公式令・文書式は永淳年間頃まで、遡せて可能ではないかと思われる。開元期と永淳元期の書式がほぼ一致し、本稿で復元した令書式が永徽令に始めて制定されたとするなら開元期と永徽公式令の書式は、ほぼ同じであり、開元七年令にみるような唐の諸制度は永徽令においてほぼ完成していたと言いうことができるのではないかと想像される。しかし、これは唐代史を考察する上で重要な問題で、多くの厳密な実証を要する問題であるので、後考に譲りたい。また、皇太子監国時における国事行為を皇太子に移譲する問題、その補佐体制等についても、律令官人体制のメカニズムを考える上で興味ある問題であるが、稿を改めて論じたいと考えている。

(註)

- (1) 吳震「唐開元三年西州營名簿初探」(『文物』一九七三年第十期)の註(9)によれば汜德達墓誌銘は現在、新疆省ウイグル自治区博物館に所蔵されていると言
う。
- (2) 註(1)吳震の論文による。
- (3) 大庭脩「唐告身の古文書学的研究」(『西域文化研究』(三)所収)二九五頁以下参照。
- (4) 菊地英夫「節度使制確立以前における『軍』制度の展開」(『東洋学報』四十四卷二・四十五卷一号)
- (5) 大庭氏前掲書三〇四頁
- (6) 新唐書卷六十一宰相表(上)によれば、李義琰は儀鳳二年三月、右庶子となり、資治通鑑卷二〇三・高宗紀・弘道元年(六九三)三月の条に「太子右庶子・同
中書門下三品李義琰改葬父母。使其舅氏遷旧墓。上聞之。怒曰。義琰倚勢。乃陵其舅家。不可復知政事。義琰聞之。不自安。以足疾乞骸骨。庚子。以義琰為
銀青光祿大夫致仕。」とある。
- (7) 大庭氏前掲書三五二頁
- (8) 勅授告身式に関しては大庭氏前掲書二九二頁を参照。
- (9) これら勲官の諸特典に関しては西村元佑『中国經濟史研究』六一二頁以下を参照。
- (10) 大庭氏前掲書三五三頁以下を参照。
- (11) 菊地氏前掲論文四十五卷一五〇頁以下参照。
- (12) 新唐書卷六十一宰相表(上)・永淳元年閏七月丁未の条は、新唐書の繫年の誤りで、開耀元年に繋げるべきである。
- (13) 大庭氏は前掲書三五四頁において、左庶子の個所を「正議大夫檢校左庶子兼国史上柱国居巢子劉玄蕃子」と判読され、劉玄なる人物は不明とされたが、こ
れは旧唐書卷一〇二、新唐書卷一三二に本伝のある劉子玄(本名劉知幾)のことである。旧唐書本伝には、初「知幾每云。若得受封。必以居巢為名。以紹司
徒旧邑。後以修則天実録功。果封居巢臯子。又鄉人以知幾兄弟六人進士及第。文学知名。改鄉里為高陽鄉居巢里。景雲中。累遷太子左庶子兼崇文館學士。仍
依旧修国史加銀青光祿大夫。時玄宗在東宮。知幾以名音類上名。乃改子玄。」とあり、景雲二年の張君義告身の官銜とほぼ一致する。従って、ここは「劉子
玄蕃」とすべきである。
- (14) 日本公式令の令旨式は次のようである。

令旨。云々。

年月日

奉

令旨如右

トルファン出土汜德達告身と令書式について

トルファン出土氾德達告身と令書式について

令到奉行

大夫位姓名

亮 位姓名

この日本令の令旨式が唐令の令旨式と同一形式かどうかは、大いに吟味する必要がある。

(15) 唐会要卷二十六賤表例には、「貞觀十九年。……其年五月。高士廉・劉洎等表称。皇太子与百官書疏。先無体式。請定其儀。詔凡是処分論事之書。皇太子並画令。太子左右庶子已下署名宣奉行。書案画日。其余与親友師傳等。不在此限。」とあり、宣奉行と書くのは左右庶子以下とあるが、左右庶子が「宣」字書けば書式上、混乱が生じる。それゆえ、唐令要の「左」字は衍字であろう。

(16) 内藤乾吉「唐の三省」・「敦煌出土の唐騎都尉秦元告身」（『中国法制史考証』所収）参照。なお、内藤博士は「唐の三省」補註(3)において、「中書舍人が起草した制書の案文に対して天子が何の字を画するかはなお研究を要する」と言われているが、令書の場合、皇太子は令書の起草された日付を親画することになっており、日本公式令・詔書式も日付を親画することになっているから、制書の場合も同様に日付を親画したのではないだろうか。

(17) 仁井田陞「最近立表せられた敦煌発見唐律令断簡」第三節「敦煌発見唐職員令断簡」（『中国法制史研究・法と慣習・法と道』所収）